

兵庫県車いすバスケットボール連盟規約

第1章 名称・事務局

第1条

本連盟は、兵庫県車いすバスケットボール連盟（以下「連盟」という）と称する。
事務局は兵庫県神戸市西区曙町1070に置く。

第2章 目的および事業

第2条

連盟は、兵庫県内における登録チームを総轄して車いすバスケットボール及びツインバスケットボール競技普及を図り、障害者のスポーツの発展と社会参加に寄与することを目的とする。

第3条

連盟は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 本連盟登録チーム相互の交流を深めること
- (2) 兵庫県車いすバスケットボール定期大会（のじぎく、あじさい、月例会等）の開催および協力をとること
- (3) 車いすバスケットボール競技の確立に努め、指導・普及ならびにチームの育成を図ること
- (4) 評議員会議と、必要に応じて実行委員会等を開催すること
また、関係する諸会議等へ出席すること
- (5) その他、連盟の目的達成に必要と思われる事業を行うこと

第3章 組織および会計

第4条

連盟は、連盟の趣旨に賛同して加入するチームおよび関係者をもって組織する。

第5条

連盟は、次のように構成される。

- (1) 最高決議機関として、登録チームから選出された評議員および役員による評議員会議を置く

第6条

連盟の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) チーム登録費
- (2) 連盟に交付された補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第7条（細則第1章参照）

登録チームは、決められた登録費を連盟へ納付する。

チーム登録費の額は、必要に応じて評議員会議で決議する。

第8条

連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第4章 登録および取消し

第9条

連盟の登録対象期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とし、登録しようとするチームは、所定の書類に必要事項を記入し、その年度の4月1日から同20日までに事務局へ提出するものとする。
なお、連盟に不適当と思われるチームや選手・役員は、評議員会議で決議の上、退会・取消しをさせられることがある。

第10条

登録チームの評議員は、提出した登録申込書の内容に変更がおきた場合、速やかに所定の書類を事務局へ提出しなければならない。
なお、登録変更は書類が事務局に届いた時点で認められる。

第5章 役員

第11条

連盟は、次の役員を置く。役割および人数は、状況に応じて調整する場合がある。

会	長	1名
副	会 長	2名
顧	問	若干名
会	計	1名
会	計 監 査	2名
事	務 局	1名

第12条

役員は、評議員会議において推挙され、決定した役員は、原則としてチーム代表者や関係する他地域の役員を兼ねることが可能である。

第13条

評議員、役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は、原則としてこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第14条

役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、連盟を代表して事業の運営にあたる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時にはその任務を代行する
- (3) 事務局は、連盟の事業にかかわる事務処理および連絡関係の業務にあたる
- (4) 会計は、連盟の経理を担当し、予算および決算報告を行う
- (5) 会計監査は、2名がつき、会計報告時の監査を行う
- (6) 顧問は、相談役として意見を述べる

(7) その他の必要業務は、評議員会議で取り決める

第6章 評議員

第15条

登録チームは、原則として2名の評議員を選出する。

評議員は、評議員会議においてチームの代表として発言・議決権を持つが、会議において決議されたことには従わなければならない。

第7章 会議

第16条

評議員会議は、評議員と執行部役員で構成する。

第17条

評議員会議は、会長が議長を務め、評議員の多数決により審議事項が決議される。

第18条

評議員会議は、次のことを行う。

- (1) 連盟の事業の承認
- (2) 提出議案の審議・決議
- (3) 関わる大会・行事の打ち合わせおよび連絡
- (4) 役員改選（細則 役員改選について）
- (5) 規約等の改廃
- (6) その他、必要と思われること

第19条

評議員会議は会長が召集し、開催日を、評議員に連絡しなければならない。

第20条

評議員会議は、評議員の2/3以上出席しなければ開会することができない。ただし、委任状も含めるものとする。議決は出席者の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決定する。

第21条

会長は、緊急を要する事柄に対して、評議員会議を経ないで処理することができる。ただし、事後に必ずその承認を得なければならない。

第22条

その他、連盟は、必要に応じてその目的に添った会議（実行委員会等）を開くことがある。

第8章 付則

第23条

本規約の改廃は、評議員会議の決議による。

- (1) 規約改廃の評議員会議開会は、評議員の3/4以上の出席を必要とする
- (2) 決議には、2/3以上の賛成を必要とする

第24条

連盟は、この規約を簡潔に施行するため、細則を定めるものとする。

第25条

本規約および細則にない事柄で必要と思われることは評議員会議でこれを定める。

第26条

この規約は、令和3年5月1日より施行する。

平成13年1月13日 制定

平成18年1月21日 改正

平成29年8月26日 改正

令和 3年5月 1日 改定

兵庫県車いすバスケットボール連盟細則

第1章 会費

第1条

登録チームは、チーム登録費年額5,000円を連盟へ納付する。
支払いは、原則として4月中に一括して支払う。

第2章 慶弔費

第2条

慶弔については、登録選手に祝電（弔電）とお祝い（香典）を行う。
お祝い（香典）の金額は、5000円とする。
また、配偶者、一等親までの親族に弔電と香典を行う。
香典の金額は、5000円とする。

第3条

登録選手以外の関係者の慶弔については、会長の判断による。

第3章 役員改選について

第4条

役員選出は、以下の方法で行う。

①会長について

- I. 立候補者を募り、立候補者があった場合、連盟の可決があればこれを決定する。
- II. 立候補者が無い場合の選出は次の通りとする。

1. 選出方法は、会長と副会長の協議により、現行副会長2名の中から1名を会長候補者とする。
 1. 候補者が承諾した際は、連盟においてこれを決定する。
 2. 選出された候補者より辞退の申し出があった場合は、役員と評議委員において、会長1名を推薦し、評議委員会において投票を行う。この場合、暫定期間（最長6ヶ月）を設ける。暫定期間、役員が選出されていない際は、副会長が会長代理として職務を行う。
 3. 推薦者が辞退した場合は、登録チームより候補者を出し、候補者同士で協議し決定する。協議がまとまらない場合は、投票にて決定する。

②副会長について

- I. 立候補者を募り、立候補者があった場合、連盟の可決があればこれを決定する。
- II. 立候補者が無い場合の選出は次の通りとする。

1. 選出方法は、会長と副会長の協議により、現行副会長2名を副会長候補者とする。
 1. 候補者が承諾した際は、連盟においてこれを決定する。
 2. 選出された候補者より辞退の申し出があった場合は、役員と評議委員において、副会長を推薦し、評議委員会において投票を行う。
 3. 推薦者が辞退した場合は、登録チームより候補者を出し、候補者同士で協議し決定する。協議がまとまらない場合は、投票にて決定する。

第5条

役員候補者及び推薦者の選挙（投票）について

- I 役員候補者及び推薦者の選挙については、評議委員会において評議委員が投票を行う。
- II 投票の結果、総数の過半数に満たない場合は、票数の多い者2名を候補者及び推薦者とし、再選挙を行い決定する。
- III 候補者及び推薦者に対しては現会長より依頼をし、承諾された際は、連盟においてこれを決定する。

推薦条件等について

- 兵庫県車いすバスケットボール連盟へ登録されている者から選出する際は、原則として加盟期間が5年以上の者とする。
- 加盟チーム及び個人登録者以外の兵庫県在住の者も対象者とできる。

第4章 付 則

第6条

この細則の改廃は、評議員会議において、2／3以上の出席で1／2以上の賛成を必要とする。

第7条

この細則は、令和3年5月1日より施行する。

平成13年1月13日 制定

平成18年1月21日 改正

平成29年8月26日 改正

令和 3年5月 1日 改定